

＜廃棄物処理法に基づく基本方針変更案に対する意見募集結果＞

1. 意見募集期間等

○意見募集期間：令和6年10月28日（月）から同年11月26日（火）まで

○意見提出方法：電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォーム

2. 意見の件数等：意見数2件（意見提出者2者）

3. 御意見及び御意見に対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	四 1 (1) ロ 最終処分場について、残余年数の基準年が削除されているが、残余年数は年によって変動するものである。最終処分場を増やすことが難しい現状があるため基準年は必要であり、永年固定の値とするべきではない。	一般廃棄物の最終処分場の残余年数に係る目標については、現状の水準を維持することを当面の目標とするものであり、他の目標と同様、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施してまいります。そのことを明確化するために下記の通り赤字部分を追記します。 一般廃棄物の最終処分場の残余年数については、令和十二年度において、二十二・四年の水準を維持することを当面の目標とする。
2	科学的にはリサイクルは新しく創るより資源を7倍程度多く消費することが解っています 廃棄物減量というのは全く政治的判断でしか無く地球環境からも経済的にもごく一部の業者などのメリットの為に地球に住む生き物全てが被害を被るような愚策です 日本が率先してこの下らない悪循環から脱け出し真に地球の自然を豊かに人が本当の意味で済みやすい環境になるよう尽力することを望みます	IRP（国際資源パネル）の2024年報告書は、「グローバルな環境影響として、天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、気候影響の原因に占める割合の55%以上に増大し、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上を占めており、すべての環境影響が増加傾向にある。」と指摘し、資源の採取及び加工に関する経済システムが気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題と密接に関係することを示しています。 資源のリサイクル、廃棄物の減量等の循環経済への移行に向けた取組は、資源効率性・循環性の向上及びこれによる気候変動・生物多様性損失・汚染といった環境問題への対処による自然資本への負荷低減、地域課題の解決と地方創生、再生材の利用拡大等を通じた国際的な産業競争力の強化や資源確保による経済安全保障の強化に資する政策です。 ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。